

議案第16号

多可町福祉医療費助成条例の一部を改正する条例の制定について

多可町福祉医療費助成条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第1号の規定により、議決を求める。

令和3年3月2日提出

多可町長 吉 田 一 四

多可町福祉医療費助成条例の一部を改正する条例

令和 年 月 日

条例第 号

多可町福祉医療費助成条例（平成29年多可町条例第6号）の一部を次のように改正する。

第2条第7号中「除く。）」の次に「及び第11号に掲げる児童」を加える。

第3条第1項ただし書中「、幼児等保護者、こども保護者」を削り、同項中第5号を削り、第6号を第5号とし、同条第3項及び第4項中「から第5号まで」を「及び第4号」に改める。

附 則

この条例は、令和3年7月1日から施行する。

## 多可町福祉医療費助成条例の新旧対照表

現 行	改 正
<p>(定義)</p> <p><b>第2条</b> この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)～(6) (略)</p> <p>(7) こども 15歳に達する日以後の最初の3月31日を経過していない者(乳幼児等を除く。)をいう。</p> <p>(8)～(20) (略)</p> <p>(助成対象者)</p> <p><b>第3条</b> この事業の助成の対象となる者は、高齢期移行者、障害者、高齢障害者、乳児保護者、幼児等保護者、こども保護者、母子家庭の母、父子家庭の父及び養育者(養育者がいない場合は、当該遺児とする。以下同じ。)とする。ただし、高齢期移行者、障害者、高齢障害者、<u>幼児等保護者、こども保護者</u>、母子家庭の母、父子家庭の父及び養育者にあつては、次の要件を備えている者とする。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>(5) <u>幼児等保護者及びこども保護者については、幼児等保護者及びこども保護者、又は幼児等保護者及びこども保護者が当該幼児等及びこどもの生計を維持できない者である場合は、その幼児等及びこどもの民法第877条第1項に定める扶養義務者でその幼児等及びこどもの生計を維持する者について、医療保険各法の給付が行われた月の属する年度分の地方税法の規定による市町村民税の同法第292条第1項第2号に掲げる所得割(同法第328条の規定によって課する所得割を除く。)の額の合計額が23万5千円未満であること。</u></p> <p>(6) (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 <u>第1項第3号から第5号までに規定する所得割の額を算定する場合には、第1項第3号から第5号までに掲げる者が地方税法第318条に規定する賦課期日において指定都市(地方自治法(昭和22年法律第67号)第252条の19第1項の指定都市をいう。以下同じ。)の区域内に住所を有する者であるときは、これらの者を指定都市以外の市町の区域内に住所を有する者とみなして、所得割の額を算定するものとする。</u></p>	<p>(定義)</p> <p><b>第2条</b> この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)～(6) (略)</p> <p>(7) こども 15歳に達する日以後の最初の3月31日を経過していない者(乳幼児等を除く。) <u>及び第11号に掲げる児童</u>をいう。</p> <p>(8)～(20) (略)</p> <p>(助成対象者)</p> <p><b>第3条</b> この事業の助成の対象となる者は、高齢期移行者、障害者、高齢障害者、乳児保護者、幼児等保護者、こども保護者、母子家庭の母、父子家庭の父及び養育者(養育者がいない場合は、当該遺児とする。以下同じ。)とする。ただし、高齢期移行者、障害者、高齢障害者、母子家庭の母、父子家庭の父及び養育者にあつては、次の要件を備えている者とする。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>(5) (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 <u>第1項第3号及び第4号に規定する所得割の額を算定する場合には、第1項第3号及び第4号に掲げる者が地方税法第318条に規定する賦課期日において指定都市(地方自治法(昭和22年法律第67号)第252条の19第1項の指定都市をいう。以下同じ。)の区域内に住所を有する者であるときは、これらの者を指定都市以外の市町の区域内に住所を有する者とみなして、所得割の額を算定するものとする。</u></p>

現 行	改 正
<p>4 第1項第3号から第5号までに規定する所得割の額を算定する場合には、第1項第3号から第5号までに掲げる者が地方税法第292条第1項第11号イ中「夫と死別し、若しくは夫と離婚した後婚姻をしていない者又は夫の生死の明らかでない者で政令で定めるもの」とあるのを「婚姻によらないで母となった女子であって、現に婚姻をしていないもの」と読み替えた場合に同号イに該当する所得割の納税義務者又は同項第12号中「妻と死別し、若しくは妻と離婚した後婚姻をしていない者又は妻の生死の明らかでない者で政令で定めるもの」とあるのを「婚姻によらないで父となった男子であって、現に婚姻をしていないもの」と読み替えた場合に同号に該当する所得割の納税義務者であるときは、同法第314条の2第1項第8号に規定する額（当該者が同法第292条第1項第11号イ中「夫と死別し、若しくは夫と離婚した後婚姻をしていない者又は夫の生死の明らかでない者で政令で定めるもの」とあるのを「婚姻によらないで母となった女子であって、現に婚姻をしていないもの」と読み替えた場合に同法第314条の2第3項に該当する者であるときは、同項に規定する額）に同法第314条の3第1項に規定する率を乗じて得た額を控除するものとし、読み替えた場合に所得割非課税者であるときは、所得割の額を0として算定するものとする。</p>	<p>4 第1項第3号及び第4号に規定する所得割の額を算定する場合には、第1項第3号及び第4号に掲げる者が地方税法第292条第1項第11号イ中「夫と死別し、若しくは夫と離婚した後婚姻をしていない者又は夫の生死の明らかでない者で政令で定めるもの」とあるのを「婚姻によらないで母となった女子であって、現に婚姻をしていないもの」と読み替えた場合に同号イに該当する所得割の納税義務者又は同項第12号中「妻と死別し、若しくは妻と離婚した後婚姻をしていない者又は妻の生死の明らかでない者で政令で定めるもの」とあるのを「婚姻によらないで父となった男子であって、現に婚姻をしていないもの」と読み替えた場合に同号に該当する所得割の納税義務者であるときは、同法第314条の2第1項第8号に規定する額（当該者が同法第292条第1項第11号イ中「夫と死別し、若しくは夫と離婚した後婚姻をしていない者又は夫の生死の明らかでない者で政令で定めるもの」とあるのを「婚姻によらないで母となった女子であって、現に婚姻をしていないもの」と読み替えた場合に同法第314条の2第3項に該当する者であるときは、同項に規定する額）に同法第314条の3第1項に規定する率を乗じて得た額を控除するものとし、読み替えた場合に所得割非課税者であるときは、所得割の額を0として算定するものとする。</p>